

00193

鳥取縣公報

第十四十八號

本書ノ大キサ國定規格A5判

昭和十四年七月二十一日

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第四百六十號

財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢查章及縣稅滯納者財產差押證票返納並交付セリ

昭和十四年七月二十一日

鳥取縣知事

副見

喬雄

返納	交付	區分	年 月 日	種 別	番 號	所 屬 廳	職 名	氏 名
同	同	返納	昭和十四年六月二十四日	票 縣稅滯納者 財產差押證	第十四號	米子財務出張所	縣書記	
檢 查 稅	同							
第 十 四 號	第 十 四 號							
米子財務出張所	倉吉財務出張所							
縣書記	主 財 事 務							
沖 江 龜 治	沖 江 龜 治							

交付	同	同	同	同	第十四號	倉吉財務出張所	主財務	沖江龜治
返納	同	同	同	同	第五十三號	同	屬	矢野治功
交付	同	同	同	同	第五十九號	同	同	岩本源藏
返納	昭和十四年六月二十六日	昭和十四年七月六日	昭和十四年七月十一日	同	檢縣查稅	票財產差押證	第五十三號	同
交付	同	同	同	同	第十九號	米子財務出張所	同	同
返納	昭和十四年七月六日	昭和十四年七月十一日	第六十二號	同	第十七號	倉吉財務出張所	同	遠藤義一
交付	同	同	同	同	第五十一號	鳥取財務出張所	同	寺谷政義
返納	同	同	同	同	第五十一號	倉吉財務出張所	同	遠藤義一
交付	同	同	同	同	第五十一號	鳥取財務出張所	同	寺谷政義
返納	昭和十四年七月十一日	昭和十四年七月十一日	第六十二號	同	第五十一號	倉吉財務出張所	同	遠藤義一

同	同	同	同	同	澤	澤	清	清
同	同	同	同	同	澤	澤	清	清
財產差押證	第六十二號	第六十二號	第六十二號	第六十二號	第五十一號	第五十一號	第五十一號	第五十一號
縣稅滯納者	第六十二號	第六十二號	第六十二號	第六十二號	第五十一號	第五十一號	第五十一號	第五十一號

◆鳥取縣告示第四百六十一號
昭和十四年七月十三日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ

昭和十四年七月二十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一組合ノ名稱
二事務所ノ所在地
三組合ノ地區

西鄉村國民健康保險組合
八頭郡西鄉村大字中井參百參拾八番地
八頭郡西鄉村

◆鳥取縣告示第四百六十二號
左記ノ者尙德村負債整理委員會委員ニ任命セリ

昭和十四年七月二十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

田子範義
高田金次
山脇藤一
鷺見近太郎

江原清太
杉村延十
八頭郡西鄉村

深田民三
小林英忠
忠郎雄

◆鳥取縣告示第四百六十三號

青年學校令ニヨリ左記青年學校ヲ昭和十四年七月十五日限リ廢止ノ件認可セリ

昭和十四年七月二十一日

鳥取縣知事 副 見 異 雄

名	稱	位	置	廢止年月日
鳥取縣八頭郡智頭町土師青年學校	鳥取縣八頭郡智頭町大字土師	鳥取縣八頭郡智頭町大字土師尋常高等小學校	昭和十四年七月十五日	同
鳥取縣八頭郡智頭町那岐青年學校	鳥取縣八頭郡智頭町大字那岐尋常高等小學校	鳥取縣八頭郡智頭町大字那岐尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町山形第一青年學校	鳥取縣八頭郡智頭町大字芦津	鳥取縣八頭郡山形第一尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町富澤青年學校	鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡山形第二尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡山形第二尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町大字芦津	鳥取縣八頭郡智頭町大字芦津	鳥取縣八頭郡山形第二尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡山形第二尋常高等小學校	同	同
鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡智頭町大字新見	鳥取縣八頭郡山形第二尋常高等小學校	同	同

彙報

吳海軍工廠工員採用要綱

一 採用豫定員數	○ ○名
二 年齡學歷	○素人(未經驗者)
滿十六歲以上三十五歲未滿(八月一日)現在ニシテ尋常小學	○滿十六歲以上一、一五以内
校卒業程度以上ノ男子	○滿十七歲以上一、二〇同
三體格	○滿二十歲以上一、二五同
左記規格ニ適合セズベ不合格	○滿二十五歲以上一、三〇同 ヨリ十五歳低シ

(口) 加給其ノ他
採用後第四箇月目ヨリ成績ニ依リ前記賃錢ノ外ニ約
二割乃至二割五分ノ加給アリ
日曆祭日ノ出業者ニハ賃錢及加給アリ
殘業シタ時ハ別ニ増服業賃錢アリ

○有職者ハ試験ノ上技倅ニ相當スル賃錢ヲ支給ス
(口) 加給其ノ他
採用後第三箇月目ヨリ成績ニ依リ前記賃錢ノ外ニ約
二割乃至二割五分ノ加給アリ
日曆祭日ノ出業者ニハ賃錢及加給アリ
殘業シタ時ハ別ニ増服業賃錢アリ

活量(立方體)	二、八〇〇	二、八〇〇
視力	各眼○・八以上ノ者	正○・八以上ノ者
甲種	一、五五	一、四五
乙種	一、四〇	一、四五
○中等學校卒業者	以内	以内

其ノ他業務ニ堪ハズト認ムル傷痍疾病アル者ハ不合格

(イ) 貨錢(定期間ニ對スル貨錢)

(口) 白午前七時

至午後四時三十五分

(口) 旅費

使用者ニハ受験地ヨリ吳迄ノ旅費ヲ支給ス

(口) 加給ヲ加フハ一日一、八五以上トナル

(口) 注意事項(職業能力申告者ハ必ず職業能力申告手帳ヲ試験監督持參ノコト)
(承諾書持參ノコト)

(口) 勤務時間(定時間)

五 志願書類
(イ) 受驗中ハ

- (1) 志願票(正) 一枚(職業紹介所ヨリ交付ス)
(2) 身分證明書 一通(下附ノ日ヨリ六十日以内ノ)
(3) 番 真 二枚(半身脱帽手札型、臺紙ナキモノ)

(ロ) 採用後提出スベキモノ

- (1) 志願票(副) 一枚(來廠ノ際工廠ヨリ交付ス)
(2) 戸籍謄本 一通(下附ノ日ヨリ六十日以内ノモノ)

- (3) 受驗ノ際他ニ就職中ノ者ハ退職ヲ證明スル書類ヲ必ズ持參ノコト(持參セザレバ入廠ヲ許可セズ)

(ハ) 志願書類ハ職業紹介所ヘ期日迄ニ必ズ提出ノコト
六 試驗期日及場所

七 縣ノ指定ニ依ル(最寄ノ職業紹介所ニ問合セノコト)
其ノ他

(イ) 試驗場ヘ出頭ニ要スル旅費ハ志願者ノ自辨トシ萬年筆又ハ鉛筆、印判、辨當携帶ノコト

(ロ) 受驗ノ前日ハ必ず入浴シ身體ヲ清潔ニシ安眠スルコト

(ハ) 試驗場ヘハ成ル可ク青年學校服、在郷軍人服其ノ他在來ノ洋服着用ノコト

(ニ) 採用者ハ當分ノ間成ル可ク獨身ニテ、廠ヲ希望ス

昭和十四年七月廿一日印刷

00199

鳥取縣公報

彙

報

第十四號
昭和十四年七月二十一日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

發行者 鳥取市東町
鳥取縣立
印刷所 鳥取縣立
印刷所

第十三號

舉國一致
盡忠報國

事變特報

(ホ) 入廠後ノ作業服(通勤服ト兼用差支ナシ)ハ從來ヨリ所持ノ服(カーキ色ハ不ヤ)ニテ差支ナシ、所持セザル者ハ工廠内酒保ニテ一定ノモノヲ買フガ便ナリ

(ヘ) 當廠ニハ寄宿舎又ハ舍宅ノ設備ヲ有セザルモノ吳ニテ合ナキ者ニハ下宿ヲ紹介世話スルニ付採用決定ノ際係員ニ申出ルコト

吳ニ於ケル下宿代ハ三食附十八圓程度、間貸ハ六圓一部屋(夜具ナシ、電燈附)六圓ノ見込ニシテ市内ニ簡易めし屋アリ、下宿ハ一人當リ疊三枚位ノ割ニテ收容セシムル豫定(夜具ハ各自持參が便ナリ)

志願票記入心得

三二一 文字ハ楷書デ几帳面ニ書ク事
氏名ノ字號ニハ振假名ヲ附ケル事
ヒナク書ク事
履歴ハ小學校人學以來今日迄ヤツテ來タ事ヲ有シマ、捏造シナイデ書キ期間ト期間トノ間ハ飛バサヌ事若シ事實ト達セトハ臨時ハ解備セラレルコトガアル
ハ供給責任者(請負者)ノ住所氏名ヲ書ク事
退職時ノ給料ハ固定給ニシテ加給其ノ他ヲ含メズ尙請負制給料ノ一定ツナイモノハ其ノ旨ヲ記載シテ一日ノ平均實收ヲ書ク事
學歷ハ官立、私立、夜學、聽講生ノ別ト共ニ何學
軍隊歷ハ中隊及特修科名又ハ部隊名及退役時ノ階級ヲ書
ク事
現住所ハ正確ニ字、番地、次番、寄宿先(世姓王氏名)ヲ
記載シテ書キ切レナイ時ハ別紙ニ書イテ財付ノ事

00201

00200

軍用保護馬検定に就て

鳥取縣經濟部長 大濱芳雄

本年四月六日法律第七十六號を以て公布せられた軍馬資源保護法が、軍馬資源保護法施行令軍馬資源保護法施行規則等の關係法規と共に、愈よ七月三日より施行せられることとなりましたことは、支那事變の進行に伴ひ益々戦力の増強を必要とし、又複雑微妙なる國際情勢に對處して國防の完璧を期することの緊要なる今日、寛に御同慶に堪へない所であります。

軍馬資源保護法の目的と致します所は法律第一條に於て明示せられて居ります通り、國防上特に必要とする馬の資質の向上を圖り、軍馬資源の充實を期することに在るのであります。此の目的達成の爲政府は毎年馬の検定を行ひ之に合格しました馬を軍用保護馬に指定し、之に對して毎年一頭に付五十圓以内の飼養補助金を

交付し、又其の軍用保護馬に對しましては毎年一定の回數普通鍛錬を行ひ、普通鍛錬の成績良好なる軍用保護馬は、其の能力及馴致の程度を審査する爲優等馬の投票に關する施設を伴はざる一般鍛錬競技優等馬の投票に關する施設を伴ふ鍛錬馬競走等に出場せしむることとなり、之を關聯して現在の地方競馬は本年末日限り施行を禁止せられることとなるのであります。

以上の如く本法は我が國馬政上の劃期的施設であります。其の基礎をなすものは軍用保護馬の設定即ち馬の検定に在るのであります。之が圓滿確實に行はれると否とは本法の目的達成に重大なる影響を與へるのであります。仍て以下軍用保護馬検定に關して申述べまして、馬を飼養して居られる方々は勿論官民各位の御理

目次

- 一 軍用保護馬検定に就て 鳥取縣經濟部長大濱芳雄 三頁
- 一 國民徵用令の公布 (社會課) 六頁
- 一 林產物検査規則の改正について (林務課) 八頁
- 一 牛の蕃殖障害除去助成に就て (農產課) 八頁
- 一 事變に伴ふ轉業對策 (商工水產課) 一〇頁
- 一 選舉肅正運動實施要項 (地方課) 一〇頁
- 一 國民貯蓄目標達成の勵行について (時局課) 一八頁
- 一 傷痍軍人尋常小學校准教員養成 (社會課) 一九頁
- 一 滿洲國農業移民團醫師募集 (同) 二〇頁
- 一 政府への金賣却者 (承前) (時局課) 二二頁

正興告の申い基

解に資し其の御協力に依て圓滿確實なる遂行を期し度いのであります。

本年の軍用保護馬検定は検定班六十班を以て八月一日頃から全國一齊に開始せられまして、概ね十月下旬頃に終了する豫定であります。本縣に於きましては大体九月上旬から開始せられます。

次に検定に出場する義務のある馬に就て申述べます。軍馬資源保護法の規定に依りまして、當歳の馬・明け十八歳以上の馬・國又は道府縣の所有に係る馬・徵發令第十四條第一號乃至第四號に掲ぐる馬及種馬統制法に依り種牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬又は候補優良種牝馬に指定せられました馬は本法の適用を受けないのであります。自然是等の馬は検定に出場せしめないのであります。從て検定は是等の馬以外の馬に付て行はれるのであります。本年の検定は明け二歳以上明け十六歳以下の牡馬・明け三歳以上明け十六歳以下の牝馬及び明け四歳以上明け十六歳以下の牝馬の中で國、道府縣、畜產組合

聯合會又は畜產組合が昭和十三年又は昭和十四年に於て種付を受けたる旨の證明を爲した牝馬を除く以外の牝馬全部に付行はれるのであります。仍て昭和十三年又は昭和十四年に於て種付しました牝馬に關する證明は國、道府縣、畜產組合聯合會又は畜產組合等より、其の馬の飼養場所の在る市町村の市町村長に通知せられるこになつて居りますから、該當の牝馬を飼養せられる方々は一應市町村役場に就て證明が來て居るかどうかを確められ度いのであります。

次に検定の期日、場所區域等は近く縣公報を以て告示をし、同時に市町村長に通告致しまして此の通告に基いて市町村長は検定出場馬に対する検定通知書を作り、検定期日の三日前迄に検定を受ける馬の飼養者に交付するのであります。從て検定に出場する義務のある馬を飼養して居られる方々は其の馬の検定期日に注意し、若し其の期日の三日前迄に検定通知書を受領せられぬ場合、又は受領せられた検定通知書に記載せられて居る馬の名稱、性、年齢等に誤がある場合は、馬の馬籍を提出せらるる事となつて居ります。

ります場合には、成る可く速に市町村役場に届出られ度いのであります。尙此の検定は馬籍の届出のある馬のみに付て行ふものではなく、馬籍の届出でない馬で該當馬があります場合には市町村長の推定に依てでも検定通知書を作らねばならぬのでありますから、該當馬を飼養せられる方々でまだ馬籍の届出をして居られぬ方は此の際速に馬籍法の規定に依て馬籍の届出をせられ、少しでも市町村の事務に手數のかゝらぬ様に注意も又折角軍用保護馬に指定せられても馬籍が無い爲に飼養補助金の交付を受けられぬ様なことに相成らぬ様御注意を願ひ度いのであります。

右の検定通知書を受取つた者は、其の検定通知書に記載せられて居る馬を指定の検定期日に指定の検定場に牽付けて検定を受けるのであります。若し馬の疾病、傷痍其の他己むを得ざる事由に因りまして馬を検定場に牽付けることが出来ない場合には、其の馬の飼養者は検定期日迄に事由を具して其の旨を市町村長に届出ること

とになつて居ります。

検定に馬を牽付けた者に對しましては馬一頭に付き手當三十五錢及往復路程を通算して一里に満つる毎に五錢の旅費が支給せられます。尙前に申述べました通り此の検定は軍馬資源保護法に關する諸施設の基礎をなすものでありますから、其の確實なる實行を期しまする爲、此の検定に應せざる者又は此の検定を拒み、妨げ又は忌避したる者は五十圓以下の罰金又は料料に處せられる事となつて居りますから御注意を願ひます。

一検定場の検定を終りました直後又は全部の検定を終つた後に、馬政局長官は検定合格馬の中から軍用保護馬を指定するのであります。此の軍用保護馬には飼養補助金が交付せられます。飼養補助金は本年度に於ては其の馬を検定の日に於て現に飼養するものにして其の馬の飼養期間引續が三月以上に亘る者に對しまして、五十圓の半額たる二十五圓以内を交付せられるのであります。

00204

以上述べましたことは本年行はれる軍用保護馬検定及直接之に關聯する事項であります。何卒十分なる御理解の下に御協力あらんことを御願ひする次第であります。



國民徵用令の布

今春の議會に於て協賛せられた國家總動員法の發動による國民徵用令は、去る七月八日勅令を以て公布せられ、同十一日厚生省令で施行規則が定められて七月十五日から(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島は十月一日から)施行せられるところとなつた。これは醫療關係者の徵用、船員法による船員の徵用等の如き別に定められたも

の以外の、帝國臣民の徵用について定められたものである。

この徵用令による國民の徵用は特別の事由ある場合の外、職業紹介所の職業紹介、其の他の募集の方法に依つて所要の人員が得られない場合、國民職業能力申告令に依る要申告者に對して厚生大臣の命令を以てこれを徵用して、國の行ふ總動員事務に從事せしめるもので、地方長官は厚生大臣の通達に依つて「徵用令書」を發して徵用せらるべき者に交付するのである。

地方長官は徵用せらるべき者の居住及就業の場所・職業技能程度・身體の狀況・家族の狀況・希望等を斟酌し、必要があれば當人の出頭を求めて徵用の適否・從業すべき總動員業務・職業及場所を決定することになつてゐる。

「徵用令書」を受けた者が、疾病その他避くべきからざる事故で指定の日時及場所に出頭することができない場合は、傷病疾病の時は醫師の診斷書(止むを得ざる事情により診斷書を得ることが出来ぬ時は警察官吏の證明書)天災其の他の

00205

避くべからざる事由により出頭し難き場合はその地の市町村長若は警察官吏、船長又は驛長の證明書を添付して地方長官に届出で、地方長官はこれが變更又は取消の必要を認めた時は「出頭變更書」又は「徵用取消令書」を發してその者に交付する。

徵用せられた者は總動員業務を行ふ官銜の長の指揮を受くべきものであつて、これに對する給與はその者の技能程度從事する業務及場所等に應じ、且つ從前の給與其の他之に準ずべき收入を斟酌して支給せられ、又命令により出頭する場合合解除により歸郷する場合は旅費を支給せられる。もし被徵用者が前金で旅費を受けねば出頭出來ない場合には居住地の市町村長で旅費の繰替支辨を受けることが出來ることになつてゐる。

尙この徵用令に於て左の者は徵用せられないことになづてゐる。

- 一 陸海軍で現役中のもの及召集中のもの
- 二 陸海軍學生生徒

00205



林產物検査規則の

改正に就て

本縣では今回、縣令第十七號を以て林產物検査手數料規則の一部を改正し、本月二十より之を實施したのであります。其の改正は「ガソリン」代用木炭並粉炭の検査規格を新に追加したのであります。「ガソリン」代用炭には、従来は普通木炭を適度に粉碎して使用して居たのであつたが、現下燃料國策の見地から今後は専用の「ガソリン」代用木炭を多量に生産する必要があり、又粉炭は(白炭に限る)從來検査を要せなかつたのであつたが、最近は時局の影響で京阪神市場に多量の出荷を見て居る實状にも抱らず、未検査品なるが故に量目が區々であり又量

目不足、夾雜物の混入等の爲、本縣木炭の聲價を失墜するの虞があるに鑑み、之が検査を施行し以て品質の向上並に規格の統一を期せんとするものであります。

「ガソリン」代用木炭は正味一〇升入りとし、包装はクラフトペーパー又は之に類する防湿強靭性の包装袋に入れ、粉炭は正味二〇升入りとし、包装を用ひ口當は葉付柴又は藁製棧俵で造ることになつて居る。

尙検査手數料は粉炭は二十升に付一錢「ガソリン」代用木炭は(袋入に限る)十升に付一錢であります。



牛の蕃殖障害除
去助成に就て

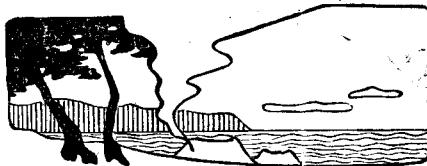
本縣に於ては國策による農林產増産計畫を樹立し、縣民の總力による實現を期してゐることは

本報第九號に發表せる如くであるが、牛の蕃殖障害を除去し生産率の向上に努むる爲に、本月十八日之が助成規程を公布したのである。助成金は次に掲げる經費につき二分の一以内を畜産組合並畜産組合聯合會に交付せられるのであつて、申請書には事業計畫書・收支豫算書を添付して毎年二月末日迄に知事に提出することになつてゐる。但し本年度に限り申請書の受理は七月二十日迄である。

一、牛の蕃殖障害除去に從事する専任職員の俸給及旅費。
二、牛の蕃殖障害除去に關する診斷治療の爲必要なる器具、機械、消耗品の購入及修繕。

燃ゆる赤心

貯蓄で示せ



事變に伴ふ 轉業對策

事變の進展に伴つて昨年七月以降一段と強化せられた物資動員計畫の遂行により、戰の上に直接必要な物の生産に當る仕事は非常な殷盛を來すと共に、一面平和産業等の特に國策上制壓せられてゐる方面の仕事は著しく減少して來た關係上、この方面に從事してゐた商工業者の中には、自然相當多數の休業者や失業者が發生する状態に至ることは蓋し止むを得ない現象と云はざるを得ぬ。

政府では昨年九月、これ等の事業に對する營業の維持轉換を講ずる専門部局として商工省に「轉業對策部」を設け、從業員の失業對策を講ずるも厚生省の「失業對策部」その他の中央地方の

00207

關係行政機構を整備して轉失業對策に努力して來たのであるが、本年六月商工省の機構改正に伴ひ新たに設置せられた「振舊部」に於てこの轉業對策事務を取扱ひ、現在產業の維持及びやむを得ざる轉換について種々施設經營せらるゝ事となつたのである。今左にその既設並に本年度新設の事項の大略について説明する事とする。

一 既設轉業施設とその擴充

- (1) 休失業及轉業對策の調査
地方廳よりの報告係官の派遣等により、國內の實狀調査を行つて施設の基礎とするものである。
- (2) 商工相談機關
政府の設置してゐる商工相談所と共に、市の商工會議所及びその他の商工團體の經營による一般商工相談所と連絡して商工業者の相談に應ずることとなつてゐる。
- (3) 註文の配分調整
受註斡旋の専任指導職員を置き、また道府縣に製品規格の検査設備をして受註斡旋を協議

- (4) 物資の配給斡旋
轉業至難の者に對して少量原材料の配給を斡旋してゐる。
- (5) 轉業資金の融通
中小商工業轉換資金の融通、中小商工業振興資金の利用、道府縣及び六大都市の中小商業資金、通損失補償制度及び國の再補償制度の活用等。
- (6) 工業組合共同施設補助
轉換に必要な見本製作の經費に補助金を交付するもの。
- (7) 見本製作經費補助
轉業に必要な技術を指導する爲、地方専任職員を設置して轉業技術講習をなし、又組合員の子弟及從業員中から優秀な者を選抜して各種、試験研究機關、學校、模範工場等に託し
- (8) 技術の指導
要府縣に専任職員を配備し、弱小工業者の組織化を計り、之を統一訓練すると共に弱小工業者組合に對する共同設備の貸與、技術指導等の事務に當らせる。

- (1) 商工更生委員會の設置
休失業者の事業維持及轉換を圖る爲には、その實情の詳細な調査の整備が必要であるが地方個々の極小業者の困難状態は容易に表面から察知しがたいので、市町村に新たに商工更生委員會を設け、その活動によつて轉業對策の實施を一層敏活且つ徹底的ならしめようとするものである。
- (2) 弱小工業者の特別助成施設
工業者の中でも資力の極めて薄弱な所謂弱小工業者は、設備も技術も劣悪な爲轉業は極めて困難で、その対策も最も急を要するので、これ等のものに特別助成施設を講じてその更生振興する。

- (3) 受註の促進に關する施設
弱小工業者の設置
弱小工業者と共に、これ等業者の生産力擴充を計るものである。
一 地方指對職員の設置
弱小工業者の比較的多いと認められる主
要府縣に専任職員を配備し、弱小工業者の組織化を計り、之を統一訓練すると共に弱小工業者組合に對する共同設備の貸與、技術指導等の事務に當らせる。
- 二 工業組合に對する共同設備の貸與
弱小工業組合の組合員は資力の關係上組合の共同設備に依つて轉換を計らうとしても、自力で設備を設置する事は殆んど不可能と云はねばならぬ。
依つてこんな際地方廳をして共同作業場の場屋や機械設備を設置させて弱小工業組合に貸與する方法をとり、その設置に要する經費の一部を補助することに依つて弱小工業者の工業組合による轉業の促進を圖らうとするものである。

軍需品の註文を發する陸海軍の作業廳及び工場と、中小工業者との間に緊密な連絡の必要があるので、主要都市に「共同受註事務所」を設置して受註の斡旋及註文の配分調整を圖り、製品の規格納入期限等に關する監督指導等を一層徹底的に行はうとするもので、共同受註事務所の設置豫定地は大体東京・大阪・名古屋・小倉・横須賀・吳・佐世保・舞鶴で、隣接府縣共同で利用することになる。

(4) 金融促進に關する施設

中小商工業者の事業の維持又は轉換の爲に要する資金としてこれまで預金部から低利資金が融通せられて、金融機關が損失を受けた場合は道府縣が之を補償し、國庫は道府縣の損失補償を再補償する建前であつたのを、今回一段とこれが制度を強化して、政府が指定する金融機關と直接損失補償契約を結び、その損失の全額を補償して之によつて中小商工業者の業務資金についての利子負擔を輕減し、轉業に對する金融の促進に資することとした。



選舉肅正運動

選舉肅正運動は昭和十年選舉肅正委員會令の公布と共に、第一次の全國的肅正運動が展開せられ、本縣に於ても之に呼應して鳥取縣選舉肅正委員會が設置せられて肅正の實現を期し今日に至つてゐるが、其の間昭和十年縣會議員總選舉昭和十一年及同十二年の衆議院議員總選舉並本年五月執行の衆議院議員再選舉に際し之を實施して大に其の成果を擧げてゐるのであるが、事變下の今秋九月には、貴族院多額納稅者議員並縣會議員の總選舉が行はれるので、今回選舉肅正委員會を開催して次に示すが如き實施要綱を決定し、選舉民自體の自發的運動の促進と之が趣旨徹底を期する事となつた。

(一) 要旨

今や支那事變は愈々長期建設の體制に入り、國民生活はその凡ゆる部面に於て一段の覺悟と緊張を要すること切なるものあり。本年九月を以て實施せらるゝ貴族院多額納稅者議員並縣會議員選舉に於て理想的選舉の實現を期するは戰前將兵に對する銃後國民の重大責務たり。更に又本次縣會議員選舉は昭和十年全國的選舉肅正運動の開始以來第二次選舉にして肅正の實績を徴するの好機會とす。斯る好機に際しては選舉犯の豫防、棄權の防止等の消極的な肅正運動を以て足れりとせず、更に進んでは公民講座の開設、公民祭の開催等肅正運動を体系的な社會教育として實施し積極的に公民或は選舉民としての政治的德操知識乃至教養の向上を圖り心構を涵養することを以て重點とす。即ち經濟的にして恒久的な肅正運動により理想的選舉の實現に向つて不斷の歩を續けると共に、本運動をして選舉民自體の自發的運動たらしむる爲市町村長、小學校長等の市町村有力者が自ら之に卒先邁進するの氣風を醸成し以て根柢ある國民

運動をらしむること。殊に又選舉法令に關する知識の普及徹底に努め苟も法律の不知に困る違反ながらしむると共に選舉民をして畏縮せしむるが如きことながらしむること。

(二) 運動方法

一 肅正選舉の基本としての學校に於ける公民教育の擴充徹底

(1) 公民精神の涵養に努むること

皇國臣民として公事に參與するの本義即ち天皇の御統治を翼賛し奉ることが皇國臣民としての絕對義なるの信念を涵養すること

(2) 立憲國民としての知識の普及に努むること

と、特に選舉に關する制度並に關係知識の普及に努むること

公民訓練特に選舉訓練に努むること

立憲政治、地方自治の國民として少年、少女も公民教育の對象として單に成人後

00212

の知識涵養を圖るの準備教育に止らず若き公民としての訓練に努むること
(4) 児童生徒を通じ家庭に正しき選舉、棄權防止の趣旨の普及徹底を圖ること

二 社會教育の徹底

- (1) 自治制發布記念日(四月十七日)に於て公民祭(満二十五年)成年祭(満二十年)を開催して新公民としての自覺を促すこと
主要實施事項左の如し
- (イ) 神社參拜、祈願、宣誓
 - (ロ) 新公民たるの自覺を促すラヂオ放送及パンフレットの贈呈
 - (2) 教化團體の活動促進
 - (イ) 青年團の施設經營の全般を通じ公民的訓練に資せしむるは勿論、特に公民祭、成年祭に協力せしむること
 - (ロ) 青年團、壯年團等に在りては公民教育に關する講座を開設せしむること

(ハ) 壮年團の結成を促進し公民的教養向上を重大目標とし協議會、懇談會等を開催せしむること

(ニ) 婚人團體に於ては家庭生活を中心とする公民生活に關する理解と見識の養成を圖らしむること

(3) 縣、市町村又は各種團體に於て成人教育施設の普及を圖り公民教育講座を其の必須講座として履修せしむること

(4) 公民教育に資すべき映畫、ラヂオ、紙芝居等の利用を多からしむること

三 選舉運動の合理化勸奨

立候補者側の運動の便宜と負擔の輕減を圖ると共に選舉民の選舉に對する關心を高め候補者の人格識見を熟知せしむる爲め選舉運動の合理化を勸奨すること

四 選舉に直面しての肅正運動

具体的の方策として縣並市町村に於て實施すべき事項は大体從來の決定事項中緩急に應じ左

00213

記の通實施するものとす

- (1) 講演會、協議會の開催
(2) 文書、圖畫に依る普及
(3) 映畫、紙芝居に依る普及
(4) 選舉肅正強調週間の設定
(5) 選舉肅正強調週間の設定
(6) 梯權防止

其他有效と認むる事項

昭和十年六月十二日、昭和十年十二月九日、昭和十二年四月六日開催の選舉肅正委員會の答申に依り選舉に直面して實施し來りたる事項は概ね左の如し

- (1) 講演會、協議會の開催
(2) 文書、圖畫に依る普及
- (イ) 縣下樞要の地に於て中央より講師の派遣を請ひ選舉肅正に關する講演會を開催すること(時期は強調週間)
- (ロ) 市町村其他各種團體に於て開催する各種會合を通知せしめ縣より努めて講師を派遣し講演を爲すこと
- (ハ) 官公衙、學校、會社、工場等多數、及の勤務する機關と充分なる連絡を保ち其の幹部、新聞社幹部等の協議會を開催し肅正を期せしむると共に趣旨徹底に協力を求むること

- (1) 講演會、協議會の開催
(2) 文書、圖畫に依る普及
- (イ) 縱下樞要の地に於て中央より講師の派遣を請ひ選舉肅正に關する講演會を開催すること(時期は強調週間)
- (ロ) 市町村其他各種團體に於て開催する各種會合を通知せしめ縣より努めて講師を派遣し講演を爲すこと

懸垂すること

(ホ) 選舉肅正、棄權防止の趣旨並に不在投票の出來得ることを簡明に印刷したるビラを各戸に配布すること

(ヘ) 新聞紙を通じて選舉肅正の趣旨徹底を計ること

各新聞紙欄に標語を掲載すること

(ト) 映畫常設館の幕合を利用して肅正タイトル映寫のこと

(イ) 映畫常設館の幕合を利用して肅正タイトル映寫のこと

(ロ) 選舉肅正に關する映畫會を各郡數ヶ所に開催すること

(ハ) 選舉肅正に關する紙芝居を各郡數ヶ所、各小學校に於て開催すること

(4) 選舉肅正強調週間の設定（自九月四日至同月十日）

主要實施事項左の如し

(イ) 新願祭
(ロ) 講演會
(ハ) 標語募集の發表

(ホ) 飛行機、自動車に依る宣傳ビラ撤布
(ヘ) ラヂオ放送

(5) 特に棄權防止の爲の方策

(イ) 昭和十四年五月執行衆議院議員選舉に於ける棄權者にして縣會議員選舉有權者に對し投票勧奨狀を發送すること
(ロ) 官公衙、學校、會社、工場其の他の團體に對し投票の爲出勤時間の繰延又は早退を認むるやう指示すること

(ハ) 投票前三日間ラヂオの官廳公示事項に於て選舉肅正、棄權防止の放送を爲すこと

00215

新願祭

(6) 其の他
(イ) 投票済證を作製し投票終了後交付すること

(イ) 市町村に於ける選舉肅正運動狀況視察の爲係員を派遣すること

(ロ) 選舉期日切迫の時期に於ける各種會合は可及的之を避くる旨各種團體に通牒すること

(1) 講演會、懇談會の開催

市町村は左記要綱を基とし夫々の實情に即したる適切なる具体的方策を考究樹立し選舉肅正の趣旨徹底を圖ること（各市町村は其の肅正運動實施要目を縣に報告すべし）

(1) 市町村幹部協議會を開催すること
(ロ) 市町村主催の下に適當なる講師の派遣を請ひ講演會を開催すること

(2) 文書、圖畫に依る普及

(ハ) 官公衙、學校、會社、工場と連絡し機會ある毎に勤務者使用人等に對し選舉肅正の趣旨徹底に努むること
(ロ) 市町村の掲示板其の他適當の場所にポスター、標語を掲示すること

(ハ) 市町村の實情に應じポスター、ビラ等

00216

適切なる印刷物に依り選舉肅正の趣旨徹底を圖ること

(二) 各種機關雑誌、會報等に標語其の他選舉肅正に關する記事を掲載すること

(ホ) 徵稅令書、投票所入場券等の餘白に選舉肅正のスタンプの押捺すること

(3) 映畫・紙芝居に依り選舉肅正の趣旨徹底を圖ること

(4) 選舉肅正週間の實施 (自九月四日至同月十日)

選舉肅正の趣旨徹底を圖ること

(5) 自動車其の他の方法に依り宣傳

(6) 街路宣傳行進

(7) 映畫宣傳

(8) 講話

(9) 祈願祭

(10) 學校其の他の各種團体に於て其の長より講話

(11) 街路宣傳

(12) 映畫宣傳

(13) 講話

(14) 祈願祭

(15) 街路宣傳行進

(16) 映畫宣傳

(17) 講話

(18) 祈願祭

(19) 街路宣傳

(20) 映畫宣傳

(21) 講話

(22) 祈願祭

(23) 街路宣傳



傷痍軍人尋常小學校 准教員養成

「傷痍軍人尋常小學校准教員養成講習科」が設けられることになりました。

設置場所は福島・埼玉・石川・愛知・和歌山・島根

・愛媛・大分・各師範學校で、全國で八箇所であ

ります。本縣の志望者は島根縣師範學校内傷痍軍人尋常小學校准教員養成講習科に入ることになります。募集人員は各學校一學級四十名以内

で修業年限は一ヶ年です。

入學資格は戰鬪又は公務に因り傷痍を受け又

4

本年度に於ける國の國民貯蓄目標額は百億圓本縣目標額三千萬圓達成について、各市町村では夫々これが目的貫徹に努力を重ねて居るわけであるが、尙これが徹底實行について縣では去る七月十一日附を以て各市町村長に對して通牒を發した。其の内容の大体は次の通りである

1 市町村に於ては各組合長の參集を求め、て組合毎に前年度の實績、現在の貯蓄能力を參照し、慎重審議の上各組合の目標額を決定し、尙各組合に於ては各組合員にはかり組合員各自の貯蓄額を適當に定めること、

右の各組合員の貯蓄目標額については特別以上の增加を圖ること、

政府の發行にかかる國債證券、貯蓄債券の圓滿なる消化を圖る爲、各貯蓄額に應じ右證券又は債券を成るべく購入するやう努めること、

組合幹旋によつて購入した證券又は債券は不慮の災害を防ぐ爲郵便局・銀行等の證券は

00218

は疾病に罹り、之が爲恩給法により増加恩給、

傷病年金若は傷病賜金を受け、又は受ける見込確實な者で、高等小學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者下士官は學歷の如何に拘りません。

入學志願者は入學願書・卒業(修業)證書及成績證明書又は試驗検定合格證明書(下士官はその階級を證する書類添付)・履歴書・傷痍軍人又は傷痍軍人たり得ることを證する書面を揃へて

(これ等の書類の様式は縣社會課或は市町村役場若くは職業紹介所に照會して下さい)八月十五日迄に鳥取縣知事宛に出願して下さると、知事に入學資格等を調査の上開設地地方長官に推薦せられます。

入學考查期日は九月一日(學力考查)同二日(人物考查及身體檢查)、考查場は開設各師範學校で講習開始期日は九月十一日になつてゐます。授業料は徵收しませんし、生徒一人につき月二額二十五圓以下の修學手當を支給せられます又講習科を修了しますと尋常小學校准教員免許證

を授與せられます。



滿洲國農業移

民團醫師募集

我が國の大陸發展に伴ふ滿洲國農業移民は年々多數移植せられて、着々日滿共同による新東亞理想郷の建設に邁進して居るが、これ等の勇敢な鍼の戰士達に對して目下最も必要なものは醫療の機關である。遠く故國を離れて萬里異域に活動してゐる人々に、最も心細いのは一朝病氣に罹つた時にこれが醫療をまかせる醫師の無いと云ふことでなければならぬ。

政府では今回左の要項により、この新開拓者達への醫療の天使を募ることとなつたから、多數應募せられて移民諸氏の安心活動の源泉を興

00219

へられたいものである。

募集要項

應募資格

内地に於て開業の資格を有するものであつて北滿移住地で診療に從事し得る充分なる健康體であること

年齢

二十三歳以上五十歳迄、(徵兵検査を終了して居る者の方がよろしい。)

勤務先

滿洲國農業移民團。主として北部・東部滿洲であるが駐在地は拓勞省で指定することになつてゐる。

待遇

月額貳百圓乃至參百圓程度の見込であるが、面談の上決定せられる。學歴、實歴を審査して面談の上參百圓未滿の者は順次參百圓程度迄昇格せしめる。賞與は在職月數に應じて最高一ヶ月程度で支給される。

赴任旅費

内地よりの赴任旅費は三百五十圓(家族同伴をも含む)

提出書類

一、履歴書

一通

免許下付年月日並に登錄番號記入のこと

一、戶籍謄本

一通

一、健康診斷書

一通

一、手札形寫真

一葉

應募方法

前項提出書類を可成至急縣社會課長宛送付せられたい。

00220

00221

政府への金賣却者

(昭和十四年五月分)

